

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金の 支給までの流れ

この給付金の支給を受けるためには、講座の申込前から手続きが必要です。
給付金のお支払いまでの流れをご案内いたします。

① 事前相談 ※ 講座の申込みより一か月前まで

- 制度の案内と資格要件の確認のための面談をいたします。下記の「持ち物」をご用意ください。
- 面談の内容は、希望される資格、職種、受講期間、現在の生活状況（経済状況、お子さんの養育状況など）と就職後の展望などをお伺いします。給付金の要件確認に必要な面談となりますので、ご了承ください。
- 1時間程度お時間をいただきますので、窓口にお越しになる日時をご予約ください。

【予約先】

小山市子育て家庭支援課 子育て支援係

TEL：0285-22-9857 Mail：d-kosodate@city.oyama.tochigi.jp

【持ち物】

- 受講を考えている講座のパンフレット（受講期間、授業料等が記載されているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ※1

※1 該当する支援を受けていない場合、事前相談時に専門職員との面談、プログラム作成のご案内をいたします。

② 講座指定申請書の提出 ※ 原則、講座の申込みより一か月前まで

- 受講予定者、受講される講座情報を、市の給付金の対象講座として登録します。講座の申込み前までに、下記の「提出するもの」をご用意のうえ、市役所窓口へご提出ください。
- 申請から2～3週間程度で、講座指定通知書を郵送いたします。

【提出するもの】

- 受講対象講座指定申請書 ※市役所窓口でお渡しします。
- 戸籍謄本又は抄本（世帯全員が載っているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類 ※1
- 受講する講座のパンフレット（受講期間、授業料等の記載あるもの）

※1 該当する支援を受けていない場合、事前相談時に専門職員との面談、プログラム作成のご案内をいたします。

③ 講座の申込、受講

- 受講先の機関（学校）に講座のお申込みと入学料、受講料等のお支払いをお済ませください。お支払い後の領収書、振込明細書等は、支給申請に必要となりますので保管してください。

④ 支給申請書の提出 ※ 原則、申請可能時期から30日以内

- 給付金の支給申請書を市役所窓口へ提出してください。審査の上、支給の決定をします。
- 提出期限、提出するものは、給付金の種類により異なります。市役所窓口にてご確認ください。
- 提出後2～3週間程度で支給・不支給決定通知書を郵送いたします。

【提出するもの】

- 住民票等の写し（世帯全員が載っているもの）
- 母子・父子自立支援プログラムの写しなど、公的機関で自立に向けた支援を受けていることを証する書類

- 講座指定通知書
- 受講料の支払いを証明できるもの（領収書等）
- 振込先口座の通帳の写し

- 講座の修了を証明する書類（受講先学校より交付）※受講修了時給付金
- 文部科学省が発行する合格証書の写し ※合格時給付金

【問合せ先】

- 給付金に関すること
小山市子育て家庭支援課 子育て支援係
TEL：0285（22）9857

- 母子・父子自立支援プログラム、その他の支援制度に関すること
小山市子育て家庭支援課 こども家庭センター
TEL：0285（22）9627